

京都市訓令甲第 14 号  
事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市長 門 川 大 作

第1条中「限る。）」の右に「，センター長」を加える。

第4条中「別表第2（保健所に置く所長その他の職員の専決事項にあつては，別表第3）」を「児童福祉センター及び保健所を除く同表に掲げる第1類の事業所の長等にあつては別表第2，児童福祉センターに置く院長その他の職員にあつては別表第3，保健所に置く所長その他の職員にあつては別表第4」に改める。

第5条中「別表第4」を「別表第5」に改める。

第6条中「別表第5」を「別表第6」に改める。

別表第1第1類の款保健福祉局保健福祉部の項及び第2類の款保健福祉局保健福祉部の項中「保健福祉局保健福祉部」を「保健福祉局障害保健福祉推進室」に改める。

別表第2課長，部長，発達障害者支援センター長，青葉寮長及び児童療育センター所長（衛生環境研究所の課長を除く。）の項中「，部長，発達障害者支援センター長，青葉寮長及び児童療育センター所長（衛生環境研究所の課長を除く。）」を「（衛生環境研究所の課長を除く。）及び部長」に改める。

別表第2中央卸売市場第二市場長の項中第32号を第33号とし，第1号から第31号までを1号ずつ繰り下げ，同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 家畜排せつ物の売却決定及び契約に関すること。

別表第2児童福祉センター院長の項から児童福祉センター青葉寮長の項までを削る。

別表第5を別表第6とする。

別表第4土木事務所長の項第6号中「第58条」の右に「及び京都市里道管理条例第27条」を加える。

別表第4西部土木事務所担当課長の項を次のように改める。

京北・左京 山間部土木 事務所長	(1) 土木管理部の所管に属する事務のうち，建設局長が必要と認める事務に係る軽易な事務事業の実施に関すること。
------------------------	---

別表第4を別表第5とする。

別表第3保健センター長の項第12号中「介護給付費等」の右に「及び地域相談支援給付費等」を加え、同項第13号中「サービス利用計画作成費」を「計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費」に改め、同項第14号中「日常生活用具の給付又は貸与、」を削る。

別表第3健康づくり推進課長の項第2号中「介護給付費等」の右に「及び地域相談支援給付費等」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 障害者自立支援法による地域生活支援事業（日常生活用具の給付又は貸与に関するものに限る。）の実施に関する事。ただし、精神障害者に関するものに限る。

別表第3を別表第4とする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

専 決 者	専 決 事 項
児童福祉センター院長	<p>(1) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の6日以内の休暇、欠勤等の承認等に関する事。</p> <p>(2) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の4日以内の出張及び復命に関する事。</p> <p>(3) 所属職員の2日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。</p> <p>(4) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の時間外勤務命令に関する事。</p> <p>(5) 1件50,000円以下の収入決定に関する事。</p> <p>(6) 使用料、手数料その他諸収入の減免に関する事。</p> <p>(7) 1件500,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。</p> <p>(8) 1件1,000,000円以下の建物、設備及び構内地の小規模な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。</p> <p>(9) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関する事。</p>

	<p>(10) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示，訂正及び利用停止の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関すること。</p> <p>(11) 申請，届出，報告，照会，回答，通知等に関すること。</p> <p>(12) 軽易な刊行物の発行に関すること。</p>
<p>総務課長及び第二児童福祉センター長</p>	<p>(1) 日直及び宿直に関すること。</p> <p>(2) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関すること。</p> <p>(3) 使用料，手数料その他諸収入の徴収に関すること。</p> <p>(4) 1件100,000円以下の支出決定に関すること。</p> <p>(5) 旅費の支出決定に関すること。</p> <p>(6) 水道，ガス，電気及び電話の料金，清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関すること。</p> <p>(7) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関すること。</p> <p>(8) 自動車重量税の支出決定に関すること。</p> <p>(9) 1件100,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。</p> <p>(10) 単価契約済みの物品等の調達契約に関すること。</p> <p>(11) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可で，電柱，水道管，ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るものに関すること。</p> <p>(12) 売却の見込みのない不用物品(備品を除く。)の廃棄処分に関すること。</p> <p>(13) 軽易な公告の決定に関すること。</p>
<p>第二児童福祉センター長並びに課長(第二児</p>	<p>(1) 所属職員の休暇，欠勤等の承認等に関すること。</p> <p>(2) 所属職員の出張及び復命に関すること。</p> <p>(3) 所属職員の日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。</p> <p>ただし，職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。</p>

<p>童福祉センターに置く課長を除く。), 発達障害者支援センター長, 青葉寮長及び第二児童相談所長</p>	<p>(4) 所属職員の時間外勤務命令に関すること。  (5) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関すること。  (6) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示, 訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関すること。  (7) ホームページの作成に関すること。  (8) 軽易な申請, 届出, 報告, 照会, 回答, 通知等に関すること。  (9) 証明に関すること。</p>
<p>担当課長 (第二児童福祉センターに置く課長を含む。)</p>	<p>(1) 補佐職員の休暇, 欠勤等の承認等に関すること。  (2) 補佐職員の出張及び復命に関すること。  (3) 補佐職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし, 職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。  (4) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。  (5) 担当事務に係るホームページの作成に関すること。  (6) 担当事務に係る軽易な申請, 届出, 報告, 照会, 回答, 通知等に関すること。  (7) 担当事務に係る証明に関すること。</p>
<p>児童相談所相談課長及び第二児童相談所長</p>	<p>(1) 児童福祉法第56条第2項による同法第50条第7号の費用(同法第42条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に係るものを除く。)及び同法第50条第7号の3の費用の徴収に関すること。</p>
<p>発達相談所長及び第二児童福祉センター診療課長</p>	<p>(1) 京都市児童福祉センター条例施行規則による予防接種料の実費相当額の決定に関すること。</p>
	<p>(1) 障害者自立支援法による介護給付費等の支給の決定, 受給者証の交付, 支給決定の変更及び支給決定の取消しに関すること。ただし, 短期入所(児童福祉法(以下この項において「法」という。))</p>

<p>発達相談所 発達相談課 長及び第二 児童福祉セ ンター発達 相談課長</p>	<p>第4条第2項に規定する障害児に関するものに限る。) に関するものに限る。</p> <p>(2) 法第21条の6による措置に関すること。</p> <p>(3) 法による障害児通所給付費等及び障害者入所給付費の支給の決定、受給者証の交付及び支給決定の取消しに関すること。</p> <p>(4) 法による高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給の決定に関すること。</p> <p>(5) 法第27条第1項による措置（障害者自立支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業並びに障害児入所施設に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(6) 法第27条第2項による措置に関すること。</p> <p>(7) 法第27条第6項による意見の聴取（障害児入所施設に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(8) 法第30条の2による指示又は報告（障害児入所施設に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(9) 法第31条第2項及び第4項による措置（障害児入所施設に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(10) 法第31条第3項による措置に関すること。</p> <p>(11) 法第56条第2項による法第50条第7号の費用（障害児入所施設に係るものに限る。）、同条第7号の2の費用及び法第51条第1号の費用（障害者自立支援法第5条第2項に規定する居宅介護に係るものを除く。）並びに法第57条の2に規定する障害児通所給付費等に係る不正利得の徴収に関すること。</p> <p>(12) 法第63条の2及び第63条の3による措置に関すること。</p>
<p>発達相談所 診療療育課 長</p>	<p>(1) 児童の入退所に関すること。</p>
<p>発達障害者</p>	<p>(1) 発達障害者支援法第14条第1項各号に掲げる事業の実施に関する</p>

支援センター長	ること。
青葉寮長	(1) 児童の入退所に関すること。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)